

平成21年 8 月10日 開会

平成21年 8 月10日 閉会

# 佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

## 目 次

8月定例会会期及び議事日程	2	本田耕一郎議員	15
8月定例会付議事件	3	川副梅夫業務課長	16
		本田耕一郎議員	16
△ 8月10日(月)		川副梅夫業務課長	16
出欠議員氏名	5	本田耕一郎議員	16
地方自治法第121条による出席者	5	川副梅夫業務課長	16
開 会	6	本田耕一郎議員	17
議席の指定	6	井邊正文総務課長	17
会期の決定	6	本田耕一郎議員	18
議事日程	6	井邊正文総務課長	18
諸報告	6	本田耕一郎議員	18
会議録署名議員の指名	6	川副梅夫業務課長	19
議会運営委員会委員の辞任	6	本田耕一郎議員	19
議会運営委員会委員の補欠選任	7	横尾俊彦広域連合長	19
休 憩	7	討 論	20
出欠議員氏名	8	採 決	20
地方自治法第121条による出席者	8	追加議案上程	21
再 開	9	採 決	21
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	9	議決事件の字句及び数字等の整理	21
議案上程	9	閉 会	21
提案理由説明	9	(資料)	
横尾俊彦広域連合長	9	議席表(「議席の指定」の際配布)	25
議案に対する質疑	10	議案質疑項目表	26
神近勝彦議員	10	一般質問項目表	27
井邊正文総務課長	11		
川副梅夫業務課長	11		
神近勝彦議員	11		
井邊正文総務課長	11		
神近勝彦議員	12		
広域連合一般に対する質問	12		
本田耕一郎議員	12		
川副梅夫業務課長	13		
本田耕一郎議員	14		
川副梅夫業務課長	14		
本田耕一郎議員	14		
川副梅夫業務課長	15		
本田耕一郎議員	15		
川副梅夫業務課長	15		

# 8 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

## 議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	8 月 10 日	月	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 諸報告 会議録署名議員の指名 議会運営委員会委員の辞任 議会運営委員会委員の補欠選任 休憩（議会運営委員会） 提出議案上程 提案理由説明 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討 論 採 決 閉 会

◎ 8月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 第9号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第10号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第11号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 第12号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第13号議案 専決処分について(平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 第14号議案 専決処分について(佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 第15号議案 専決処分について(佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 第16号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

△ 選挙・選任等

- 議会運営委員会委員の辞任について
- 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 議決事件の字句及び数字等の整理について

平成21年8月10日（月）

平成21年 8月10日（月） 午前10時 開会

出席議員

1. 坂口久信	2. 草場祥則	3. 西山正吉
4. 西原好文	5. 原田謹吾	6. 田代正昭
7. 岩下孝嗣	8. 宮原宏典	9. 吉富隆
10. 酒井恵明	11. 重松操	12. 永沼彰
13. 神近勝彦	14. 今村昌幸	15. 小池幸照
16. 杉原豊喜	17. 前田教一	18. 牛島和廣
19. 森山林	20. 田中秀和	21. 本田耕一郎
22. 武藤恭博		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	田中源一	監査委員	中村耕三
事務局長	馬場俊行	副事務局長兼総務課長	井邊正文
会計管理者	野口好孝	業務課長	川副梅夫

◎ 開 会

○武藤恭博議長

おはようございます。これより佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、去る4月18日御逝去されました故北村一成議員に対し、謹んで哀悼の意をあらわすために、ただいまから黙禱をいたしたいと思います。皆様御起立をお願いをいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

お直りください。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

◎ 議席の指定

○武藤恭博議長

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布いたしております議席表のとおり指定いたします。

◎ 会期の決定

○武藤恭博議長

次に、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 議事日程

○武藤恭博議長

次に、本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております日程表のとおりといたします。

◎ 諸報告

○武藤恭博議長

次に、日程により、諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配布いたしております報告第2号のとおりであります。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査等の報告について

平成21年2月26日から平成21年7月30日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。

記

2月26日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成20年度1月分）

3月27日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成20年度2月分）

4月24日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成20年度3月分）

5月28日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成20年度4月分）

（一般会計・特別会計等の平成21年度4月分）

6月26日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成20年度5月分）

（一般会計・特別会計等の平成21年度5月分）

7月30日 例月出納検査結果報告について  
（一般会計・特別会計等の平成21年度6月分）

◎ 会議録署名議員の指名

○武藤恭博議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において永沼議員及び神近議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員会委員の辞任

○武藤恭博議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の辞任の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、原田議員、田代議員、杉原議員、田中議員の退席を求めます。

〔原田議員、田代議員、杉原議員、  
田中議員退場〕

お諮りいたします。原田議員、田代議員、杉原議員、田中議員の議会運営委員会委員の辞任願は許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、原田議員、田代議員、杉原議員、田中議員の議会運営委員会委員の辞任願は許可することに決定いたしました。

原田議員、田代議員、杉原議員、田中議員の入場を許可いたします。

〔原田議員、田代議員、杉原議員、  
田中議員入場〕

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○武藤恭博議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、西原議員、岩下議員、重松議員、前田議員、牛島議員、以上5名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。

午前10時5分 休 憩



平成21年 8月10日 (月)

午前10時17分

再開

出席議員

1. 坂口久信	2. 草場祥則	3. 西山正吉
4. 西原好文	5. 原田謹吾	6. 田代正昭
7. 岩下孝嗣	8. 宮原宏典	9. 吉富隆
10. 酒井恵明	11. 重松操	12. 永沼彰
13. 神近勝彦	14. 今村昌幸	15. 小池幸照
16. 杉原豊喜	17. 前田教一	18. 牛島和廣
19. 森山林	20. 田中秀和	21. 本田耕一郎
22. 武藤恭博		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾俊彦	副広域連合長	秀島敏行
副広域連合長	田中源一	監査委員	中村耕三
事務局長	馬場俊行	副事務局長兼総務課長	井邊正文
会計管理者	野口好孝	業務課長	川副梅夫

○武藤恭博議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

- ◎ 議会運営委員会正副委員長互選  
結果報告

○武藤恭博議長

この際、報告をいたします。

ただいまの休憩中に議会運営委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告を受けましたので、発表いたします。

議会運営委員会委員長、森山議員、副委員長、牛島議員、以上のとおりでございます。

- ◎ 議案上程

○武藤恭博議長

次に、日程により、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について、第9号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算、第10号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、第11号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、第12号議案 平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、第13号から第15号議案 専決処分について、以上8件を一括して議題といたします。

- ◎ 提案理由説明

○武藤恭博議長

議案の朗読はこれを省略し、直ちに上程諸議案に対する提案理由の説明を求めます。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。本日、平成21年8月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、全国後期高齢者医療広域連合協議会の発足について御報告申し上げます。

このたび、後期高齢者医療制度を運営する広域連合の全国組織として、47すべての都道府県の広域連合が加入する「全国後期高齢者医療広域連合協議会」が6月3日に発足をしたところでございます。

この協議会の設置の目的としましては、制度の

見直し論議が、これから年末にかけて本格化する中において、国等に対し意見を表明するほか、全国の広域連合が連携をし、制度の円滑な運営につなげていくことといたしております。

なお、この全国協議会の会長として、佐賀県の広域連合長である私が選任されたところでございます。設立直後に大臣に就任あいさつを申し上げ、早速、国の社会保障審議会・医療保険部会の委員として任命を受けた次第でございます。

また、現場の視点から、意見をきちんと国に届けていくことが私に課せられた責務と感じているところでございますので、これからも議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにさせていただきますと思います。

それでは、議案の概要について説明を申し上げます。

初めに、第8号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてでございます。

本条例につきましては、平成21年度の保険料軽減措置の拡大にかかわる財源である国の交付金は、基金により管理する必要があるため提案するものでございます。

次に、第9号議案は、平成20年度の一般会計の決算の認定をいただきたく、提案するものでございます。

その決算額につきましては、歳入が2億416万3,249円、歳出が2億212万6,426円であり、歳入歳出差し引き額は203万6,823円となっております。翌年度へ繰り越しといたしております。

次に、第10号議案につきましては、平成20年度の後期高齢者医療特別会計の決算の認定をいただきたく、提案するものでございます。

この特別会計につきましては、制度が施行されて初めての決算でございます。

その決算額は、歳入が902億4,520万2,525円であり、また、歳出が872億3,604万5,114円であり、歳入歳出差し引き額は30億915万7,411円となっております。翌年度への繰り越しといたしております。

決算に関しましては、主要な施策の成果を説明する書類及び監査委員の意見書をそれぞれ添付させていただきます。

次に、第11号議案の平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、203万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,942万8,000円となっております。

歳入につきましては、前年度の繰越金を計上いたしております。また、歳出につきましては、総務費と予備費を増額いたしております。

次に、第12号議案の平成21年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、繰越金に伴うものと、国の追加経済対策に伴い保険料の軽減対策を実施することが主な柱となっております。補正の額は30億4,108万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,029億4,869万3,000円となっております。

歳入につきましては、市町負担金を減額をし、国庫補助金、基金繰入金及び繰越金を増額いたしております。また、歳出につきましては、総務費、諸支出金及び予備費を増額いたしております。

次に、第13号議案から第15号議案までの専決処分につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認を求めます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○武藤恭博議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑を開始いたします。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

○神近勝彦議員

私は、議案第10号 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の歳入、第1款 市町支出金の中の第2目、保険料等負担金、1節 保険料等負担金についてお尋ねをします。

このたびの歳入決算を見ますと、調定額並びに収入額、これが同一でありまして、不納欠損並びに収入未済額はゼロとなっております。

この保険料の納入につきましては、県下の市民の皆様、また町民の皆様御理解をいただき、また各自治体の努力をいただきながら、限りなく100%に近い、99%以上の徴収というふうな状況であります。

しかし、各市町の後期高齢者医療特別会計の決算におきましては、収入未済額が計上されております。死亡された場合の還付金も発生をしております。20年度の収入未済金を、今年度や次年度に納入をいただいた場合、この場合は滞納金収入となり、現年度と過年度分として広域連合へ21年度、あるいは22年度というふうな次年度について納めることとなります。広域連合の保険料負担金についての考え方、これにつきましては、あくまでも市町が負担金として納めていただくので、現年度で徴収できた分について広域連合に納める額が調定金額であるということではありますが、しかし、21年度以降、保険料の過年度分収入が計上されますと、今回の20年度の決算にある収入未済額ゼロと、21年の過年度分徴収という分について整合性がとれないのではないかと私は考えるのであります。

また、広域連合が、当初予算の目標とされている徴収率については、現在の決算方法でするならば、徴収率が仮に低下しても、あくまでも今年度は99.5%ほどありますけれども、仮に収入未済が50%とか40%とか、そういうふうになった場合、こういう決算のやり方をしますと、収入未済額は発生をしないわけでありまして、そうなりますと、決算の時点におきまして歳入欠損というものが発生をしましても、この決算におきましては見えてこないという状況になると思います。

今後、広域連合の決算の、この歳入につきましては、あくまでも各市町が計上している調定額、これをすべて合計した分が、広域連合の調定額と

して計上され、そして収入未済額、あるいは不納欠損額というふうに計上されていることが正攻法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、徴収について広域連合は、この20年度につきまして、どのような取り組みをされたかだけをお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○井邊正文総務課長

副事務局長を兼ねまして総務課長の井邊でございます。よろしく願いいたします。

神近議員の質問にお答えいたします。

保険料の徴収につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項に、市町村は、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならないと定められております。

また、同法第105条に、市町村は、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療広域連合の規約で定めるところにより、保険料その他の徴収金を納付すると定められているところでございます。

なお、当広域連合規約第18条に、市町は、徴収した保険料等の実額を負担金として納付することと定められております。すなわち、市町が徴収した保険料の実額が、広域連合での市町保険料負担金の調定額となるものでございます。過年度分の保険料につきましても、市町が徴収した時点において、その徴収した実額が広域連合での過年度分の保険料負担金としての調定額となります。

以上、神近議員の質問の前段の調定額の考え方についてお答えいたしました。

後段の徴収業務関係につきましては、業務課長から答弁をいたします。

#### ○川副梅夫業務課長

神近議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

徴収につきましては、市町の事務でございますので、広域連合としてはどのようにしているのかと。どういう関与の仕方をしているのかということであったらというふうに思います。

保険料の滞納の対策といたしましては、広域連

合においても、毎月、収納率を把握をしております。収納率の低い市町につきましては、個別に訪問をいたしまして、徴収を行っている担当課と、徴収率低下の原因の把握と徴収方法について協議を行い、徴収の強化をお願いしているところでございます。

以上でございます。

#### ○神近勝彦議員

今、御説明をいただいたわけなんですけど、法律によって決まっているということは理解をするわけですけども、ただ、法律が間違っているとは言いませんが、結局この決算のやり方についてやはり不都合が生じているということは、やはり改正をしていくべきだと思うんですね。各市町においては、調定額というものがあるわけですよ。その中で収入未済額というものも上がってきているわけなんです。それを統括する広域連合の決算においては、その調定額は、あくまでも現在の実額納入分ということになれば、この議会においては、収入未済については何も出てこないというふうな状況になってくるわけですよ。

先ほど言いましたように、仮に徴収率が低下した場合、あくまでも調定額は、各市町が納める実額となれば、収入欠損が発生を仮にしても、この議会においては、あくまでも調定額は、調定額イコール収入額ですから、ゼロとして、100%として計上されるわけですよ。なかなか広域連合のこの議会の中では、収入未済、あるいは不納欠損について実情というものが見えてこないと私は考えるところであります。法律がそのようなことであれば、特に、連合長におかれましては、全国の会長ということで就任をされたわけですので、このあたりを是正をしていただいて、やはり市民の皆さん、県民の皆さんにわかりやすい決算をとっていきべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○井邊正文総務課長

神近議員の2回目の御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療に関する事務は、法令により広域連合と市町で分担して執行するように規定されておりますので、お互いに連携、協力をしながら

事務処理を行っているところでございます。

先ほど答弁いたしました、保険料の徴収については、法により、市町村は、保険料を徴収しなければならないと定めていますので、市町では賦課総額が調定額となります。そして、市町は徴収した実額を負担金として広域連合へ納付されますので、納付された負担金額が広域連合の調定額となるものでございます。

このことにより、市町と広域連合の決算額とは整合いたしません、それぞれの会計事務に支障が出ることはないものでございます。

なお、市町側の保険料の徴収額、滞納額等の情報は、連合の電算の標準システム等を通じまして、広域連合においても適切に把握、管理をしているところでございます。

また、議会等の報告につきましては、別の機会を持ちまして報告はさせていただきたいと考えております。市町及び広域連合の会計処理につきましては、法及び規約に基づき適切に事務処理を行い、電算システムで管理を行っているところでございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○神近勝彦議員

あくまでも執行部側としましては、法律というものが前面にありますので、なかなかそれを今の段階では、国が変えない限りはどうしようもないという状況は理解をします。

でも、私が今疑問と思っていることは、多分、私なりに正しいことだと思って御質問しているわけでございます。そのあたりで、もし国のほうに、やはりこういうこととお話をいただいて、やはり透明性のある決算というものに取り組んでいただきたいと思っておりますし、先ほど言われてましたように、別の機会では内容は説明したいということがありますけれども、なかなか見づらいですよね。自分の、私、嬉野市から出ておりますので、嬉野市については決算の中でわかります。でも佐賀市、あるいは武雄市さん、あるいは鹿島市さんの決算についてはわからないわけなんです。だから、そのあたりもちゃんと、早目早目に、この決算の前の段階として資料をいただいて、今回の決算の

調定額、あるいは収入未済というものがどういう状況にあるのか、そういうものを把握できてこの場に臨めばいいですが、それが後々出るようであれば、それは何のための決算の議会なのか。この議会は何なのかというふうな状況になるんではないかなと危惧するわけです。

そのあたり、今後、執行部側の対応が十分なされることを期待をします。答弁は要りません。

#### ○武藤恭博議長

以上で通告による質疑は終わりました。ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって、議案に対する質疑は終結いたします。

#### ◎ 広域連合一般に対する質問

#### ○武藤恭博議長

これより広域連合一般に対する質問を開始いたします。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

#### ○本田耕一郎議員

それでは、通告に従い質問を行います。

後期高齢者医療制度が2008年4月からスタートして1年4カ月たちました。この間、佐賀県内のこの制度については、導入直後から佐賀県後期高齢者医療広域連合でさまざまな議論をしてきました。もともと、この後期高齢者医療制度は膨張する医療費を抑制するための管理をやりやすくするねらいから、大きな割合を占めている75歳以上を後期高齢者と一くくりにして分類し、ターゲットを絞った上で医療給付の抑制をやりやすくしようとする国の考え方が設計の根本にあります。

その一方で、分母を大きくしてリスクを分散させるのが保険のあり方であるにもかかわらず、病気になるやすく、医療費が多くかかるはずの後期高齢者層を分離して制度をつくったことや、後期高齢者自身が負担する保険料が、財源全体のわずか1割に過ぎないことなどが保険制度としてのバランスを欠いているという批判も根強く残りました。後期高齢者への医療給付は、後期高齢者

自身の保険料で1割、その他の医療保険者から後期高齢者支援金として4割、そして、残りの5割を国や県、市町村からの公費として賄う仕組みになっています。

したがって、今後、後期高齢者の絶対数がふえていったときに、確実にそうなるわけですが、対応して医療給付費もまたふえていくわけですが、その増加分を、この3つのグループのどこでふやしていくのかという問題になってきます。国の財政が厳しい中、公費の部分で大きくふやして対応していくことは、五月雨式に低所得者の軽減を打ち出してはきたものの、今後は難しくなるでしょうし、財務省も厳しい態度でその抑制を迫ってくることでしょう。

また、現役世代が中核となる後期高齢者支援金の部分も、高齢化が進む中で、将来的には全体のパイが自然と減少する方向になります。そのような状況のもとで、唯一パイが大きくなる一方の後期高齢者において保険料の負担割合を全体の1割のまま据え置いて頑張った場合、膨れ上がる医療費を制度全体として賄えなくなるであろうということは明白であります。したがって、2年ごとの保険料の見直しにおいては、必然的に保険料の値上げをせざるを得なくなり、それを来年に迎えてきているところであります。

保険料の値上げと同時に、都道府県としては医療給付そのものの抑制にも並行して動かざるを得なくなっているという心配があります。

これは、具体的に医療機関に支払う診療報酬を引き下げるということになり、それは、すなわち、高齢者が受けられる医療に制限が加わる。言いかえれば、高齢者が受けられる医療水準の質が今後下がっていることを意味するわけであります。

以上のように、この制度は問題点を数多く抱えたままスタートしたわけですが、やがて2年目を迎え、保険料の値上げを目前として、やはりここで一度立ちどまり、この間の問題点などを総括する必要があると思います。

私は、平成19年11月の連合議会から参加して、さまざまな質問を投げかけ、執行部の答弁を聞いてまいりました。今回は、その総括の意味で質問

を行いたいと思います。

まず、大きく1点目。

後期高齢者医療が始まって1年4カ月が過ぎ、来年、保険料の改定を迎えようとしているが、この間、どのような問題があり、また、その対応を行ってきたのか。また今後、改定に当たってどのような問題が起きると想定しているのか、そして、その対応は、どう取り組んでいくのかについて伺います。1から4は一問一答の中で伺います。

#### ○川副梅夫業務課長

本田議員さんの質問にお答えいたします。

広域連合設立から1年4カ月経過したが、現在までの問題点、反省すべき点は何かと。その対策はどのように考えているかとの質問でございますが、平成19年度の準備期間の中での問題点といたしまして、佐賀県の広域連合といたしましては、被保険者証の引き渡しの方法や、保険料普通徴収の納期、健診のやり方等について構成市町をまとめられなかったということでございます。

また、国の政省令の公布のおくれ等によりまして、標準システムのリリースのおくれ、こういうものの影響で、広域連合や市町の事務マニュアルが大幅におくれまして、事務スケジュールが逼迫したこと等が上げられると思っております。

制度開始になりました昨年の4月1日に被保険者証が届かない、4月15日の特別徴収開始等制度発足時には、さまざまな御意見をいただいたところでございます。

健診につきましても、平成19年度までは、住民健診として各市町、保健衛生部局が実施していましたが、法改正によりまして、医療保険者、介護保険者が実施することとなりました。全住民を対象にした健診はなくなりまして、後期高齢者の健診につきましても、市町に委託をして実施をいたしました。19年度までの健診と大きくさま変わりをした市町も多くございまして、広域連合、市町の広報のおくれ、周知不足等により、一部の市町を除きまして、受診率が大変大きく、また高いところと低いところの差も大きかったということが上げられるのではないかと、そのように思っている次第でございます。

平成20年度、制度発足してからの問題点でございますが、発足当初から多くの意見をいただいたことは先に述べたとおりであります。納期が統一できなかったことにつきましては、多数の問い合わせがあり、年度途中の保険料軽減の見直しや、特別徴収から普通徴収に納付方法の見直しによる変更など、被保険者の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。御理解をいただきまして、99.06%の徴収率を達成させていただいたということで感謝をしているところでございます。

全国では、報道などによりますと、後期高齢者という名称、それから保険料がふえる人が一部に出てくると。それから、年金からの天引き徴収など、大きな批判や意見が起きました。その後、低所得者の保険料軽減の見直しや年金からの天引きによる特別徴収から口座振替への普通徴収の選択にする見直しなどが実施されましたおかげをもちまして、現在では落ち着いているものと思っております。

今後も、国での見直しがあつて、それに迅速に対応して、被保険者に安心をしていただくよう努めなければならないと、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

**○本田耕一郎議員**

それでは、一問一答に入りたいと思いますが、私はことしの2月議会で、大体同じような質問をしているんです。制度施行から1年たつが、その課題と対応を問うということでしております。そのときの一番最後に、この広域連合として業務を円滑に進めるためには、リーダーシップをとらないといけないんじゃないですかという質問を行つて、リーダーシップを持って県内の自治体を指導していくというふうな答弁もいただいているんですが、今、執行部のほうからいただいた答弁は、そのときの答弁と余り変わらんような内容だったかと思ひます。確かに国の制度ですから、それぞれの連合でできる部分というのに限りはあるんだろうとは思ひますが、やはり住民の皆さんが一番身近にあるというのは、やっぱり広域連合、そして、その実務を取り仕切っている各自治体なん

ですね。その各自治体は、やっぱり広域連合がきちんと続けていく必要があるというふうに思ひます。

ここから一問一答なんです。ちょっと先ほどの答弁の中にありましたね。例えば、健康診査などの受診率、全体で7.8%しか達成できなかったというのか、も達成できたというのかというのはちょっとそれぞれの判断になるところですが、それにしても、その7.8%の中は、これは平均でありまして、それぞれの自治体ではひどく差があるような話であります。それぞれの自治体での内容はどうなっているのかというのを一問一答で伺ひます。

**○川副梅夫業務課長**

健診についての各市町での健診率はどのようになっているかということでございますが、本田議員さん御質問の中にありましたように、20年度の健診率が7.8%でございますが、当初予算の中で御説明させていただいた中では、16%程度という格好で説明をしたと思ひしております。

この中で、一番受診率が悪いところは1%に至っていないと。それから、一番高いところにつきましては36.9%ということで、先ほど申しましたように開きが大変大きかったと。ちなみに、平成18年、平成19年と比較いたしまして、受診率がふえたところは2市町でございます。それから、残りの18市町につきましては、かなり落ち込んでいくということにつきまして、先ほど申し上げましたようにしっかりした、もう一回、討議をし直してやっていかなければならないと、そのように思ひしているところでございます。

**○本田耕一郎議員**

それはお願いしたいと思ひますが、そういつても来年に、つまり、来年の2月議会に係るんでしょうけれども、保険料率の改定が目前に迫っているわけですね。そうした場合に、じゃ、それはどうやって、いわゆる被保険者の皆さんにお伝えするのか、広報をしていくのか、周知をしていくのかというのは、やはりこの議会できちんとお話をしていないといけないと思ひます。来年の2月は、もうその議案が出てくるんでしょうから。だれだって値上げは嫌ですが、今はこういう事情

でどうしても上げざるを得ないということになるんだらうと思いますけれども、その辺の広報や企画について、どういうことを考えられているのかということについて伺います。

**○川副梅夫業務課長**

まず、22年、23年度を考えますときに、言われましたように、20年度を振り返る必要があると思えますが、初年度であったことと、それから、最初に申し上げましたように、制度が変わりまして、市町の保健衛生部局でしていたものが医療保険に変わりましたことによりまして、介護保険者との打ち合わせなり、それから、その他の統一関係で、医師会さんといろいろお話もさせていただきましたけれども、取り組みが初年度は物すごくおくれたということが大きな原因じゃなかろうかというふうに思っています。

それから、個別健診という格好も、1年を経験いたしまして、物すごく率が低いところ、こういうところについては、個別にお願いをしながらもう一回検討をする必要があると。

リーダーシップということをおっしゃいましたが、まずは著しく低かった市町に、保健衛生と国保担当と、それから後期高齢者の担当、そういうものを含めた、それぞれの市町の健診体制について見直す必要があるのではないかと。

それから、保険料の値上げという格好でおっしゃいましたが、健診率は、当初予算16%で計上いたしておりましたのが、7.8%でございますので、少なくとも、当初の十五、六%の目標で、22年、23年についてもいけるような形の市町での健診の仕方について、検討を個別にしていく必要があるということで、保険料についてはこの分だけで保険料が上昇するところまでは、現在のところ考えていないところでございます。

**○本田耕一郎議員**

それに関連するんですが、次の2番ですね。保険料の納付回数が自治体によって違うということがあります。例えば、我が佐賀市は納付は12回です。ほかに10回がある。8回もあるんですかね、そういうことで、納付回数が自治体によって違うという現状があります。

ということは、例えば、2月に改定がされて、議会で可決されて、それと佐賀市の場合は4月からということになりますが、そうすると、もうほとんど周知の期間がないんですよ。で、例えば、10回だったら6月からの徴収になると思うんです。そうすると、3、4、5、3カ月間ぐらいこうやって改定がなされますよという猶予期間といえますか、周知する期間があると思うんですが、この納付回数が自治体によって違うというのが何種類あって、何市がどうなっているのかというのをまずお尋ねします。

**○川副梅夫業務課長**

構成市町の納期がどのようになっているかという御質問でございます。12期、今質問がありましたように、1市でございます。それから、10期、6月から3月まででございます。12市町でございます。それから、9期、7月から3月まで、5市町でございます。それから、8期、7月から2月まででございます。2市町でございます。

以上でございます。

**○本田耕一郎議員**

4種類あるんですね。ということは、非常にやりにくいというか、例えば、同じ県内で被保険者の方が移動されたとします。例えば、佐賀から神埼でも小城でもいいんですが、佐賀は12期ですから、つまり、ほかの市町はそれ以外というわけで、そうすると、清算とか非常に面倒なことが起きてくる可能性があります、任期途中で移動されるとですね。そういうこともあって、一つには納期というのを例えば統一できないものかと。例えば、大分県などは広域連合になる前に調整して、全部納期を一緒にされたそうであります。やっぱりそういう事務処理が煩雑にならないような工夫も必要かと思えますし、そして、実質佐賀市の場合は4月から徴収されるわけですがけれども、佐賀市はこういう広報が、猶予がある、例えば、7月から始まる9期とか8期のところにはこういう周知のやり方がという、個別にされるのか、それとも同じような、せえのでやられるような周知方法をされるのか、どういうふうにされたいと思われているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思いま



す。

**○川副梅夫業務課長**

保険料の普通徴収納期については、被保険者が異動された場合、市町の月割り保険料の賦課・徴収事務が煩雑になり、保険者も保険料納付額がわかりにくいという点から、制度開始前に統一を図るべく、全市町で協議を重ね、調整を行いました。が、市町の国保など、他の税の納期とのバランス、徴収体制、徴収方法、電算システムの構築状況が違い、それらに対する財政面の対応もそれぞれの市町で異なっており、法的にも徴収に関する権限は市町にあり、納期設定については、市町条例に規定することとなるため、納期の統一については、構成市町の賛同が得られなかったというのが実情であります。

広域連合としましては、被保険者に対しまして、また、市町事務軽減の面からも、納期の統一は望ましいことですが、制度開始後間もない状況では、市町が徴収事務を行いやすい体制を整備することが第一であり、早急な納期の統一は困難ではないかと、そのように思っているところでございます。

**○本田耕一郎議員**

そうは言いましても、だれかが非常に煩雑な事務をしなければならぬわけで、これはぜひ今後とも精力的に各市町とも、管内市町との折衝なりというのをお願いしておきたいと思えます。

それともう一点、3点目の滞納の解消なんですけれども、これも1回目の答弁の中にありました。99.06%と、数字上では非常にいいですね。いいんですが、また別の問題も起こっているというふうに聞いております。と言いますのも、制度が始まって次々に五月雨式で行われた継ぎはぎの軽減措置、この中で、中には本人が気づかないまま特別徴収から普通徴収に変わっているケースもあるように聞いています。そのような人がどれくらいいらっしゃるのかというのをまず伺います。

**○川副梅夫業務課長**

制度が特別徴収から普通徴収に切りかわったことによって、そういう影響がどれくらい出たかということでございますが、7割軽減から8.5割軽

減関係で3万7,735人、それから、所得割が軽減になられた方が8,554名、この両方がダブっておられる方も1,610名今ございますので、総人数といたしまして、これは8月の時点でございます。日々動いておりますが、4万4,679名というふうになっています。

**○本田耕一郎議員**

そんなにいらっしゃるんですね。

それで、普通、今まで特別徴収だから、年金から自動的に引き落とされていたからいいよねというふうに安心されている方がほとんどだと思うんですよ、制度上。そうやって7割軽減が8.5割軽減に変わったために、普通徴収にその本人の承諾を得ないまま制度が変わって一方的に変わるわけですね。それは通知は来るんだろうと思います。納付書が来るんだろうと思いますが、いや、うちはもう年金から引かれよつとけという感じで、気づかない方もいらっしゃるんだろうと思うんですよ。で、滞納になると、結果としてですね。

ただ、以前の老人保健制度のときは、例えば、資格証や保険証を取り上げられるというペナルティーはありませんでしたが、今回のこの後期高齢者医療の中では、そういうペナルティーがあるわけですから、制度の都合で普通徴収になる場合などは、もっと詳しくわかりやすい、つまり、普通何といいますかね、聞いてくれば教えてやるよじゃなくて、あなたはこうなんですよということをもっと丁寧に教えてあげないと、本人はその気がないのに滞納になってしまう、これがやっぱり2カ月、3カ月分になると払いづらいです、金額的にもですね。そう簡単に払えと言われても払いづらくなりますから、そこはもっときめ細やかな対応が必要だと思いますけども、いかがでしょうか。

**○川副梅夫業務課長**

お答えいたします。

もっとわかりやすい広報、周知方法があるんじゃないかと。こちらの都合で特別徴収から口座振替なり、普通徴収に変わった方に対する周知でございます。こちらにつきましては、国のほうからもダイレクトメールでそれぞれ個人一人一人の方

にお知らせを下さいということ、そちらのほう、予算的にも参っております、各市町のほうで対応をしていただいておりますので、もちろん、広報紙なり、それぞれの市町の広報紙等も利用をさせていただいて、何回となく出させていただいておりますけれども、最終的には変更になった方にすべてダイレクトメールが自宅まで届いていると、そのように思っております。

○本田耕一郎議員

確かにダイレクトメールは届いていると思うんですよ。思うんですが、じゃあ届いたら、その後は本人の自己責任ですよというの、ちょっと冷たいんじゃないのかというふうなことを言っているんです。

ですから、例えば、佐賀県が提供しているテレビ番組がありますよね。そういう中で広報を、お知らせをとというようなことはできないのかなというふうに思います。テレビを見た方、ダイレクトメールで気づかなくても、テレビを見た方、あなたもこういう可能性がありますよというふうなことをちょっとテレビで、せっかく佐賀県が提供している番組ですから、その中でコマーシャルの中で少しそういうことを放映できないものか、そういうことについてどういう考えをお持ちでしょうか。

○井邊正文総務課長

本田議員の県のテレビ広報を使わせていただいたらどうかという御質問にお答えいたします。

まず、最初に申し上げますが、私どももテレビ放送による広報は、映像と音声の両方から情報が入ること、また一度にたくさんの方に伝達できることなどから、大変有効な手段だと認識しておりました。

それで、以前、この制度が始まる前の平成19年中にテレビ広報に関する情報を収集して検討したことがございますが、そのときは年間ということではございましたけれど、制作費や放送料で相当額、1,000万円を超える、1,000数百万、7,000万円とか、そういう金額が提示があり、これはすべて市町の負担となるということではございましたので断念した経緯がございました。

ただ、テレビ放送が有効な手段でございますので、冒頭申し上げましたように、テレビ放送の実施についてはやぶさかではございません。しかしながら、これまでの議会で何度も御答弁申し上げてまいりましたが、後期高齢者医療制度の事務は、政令や広域計画により広域連合と市町で分担する範囲が定められております。以前の議会答弁の繰り返しになりますが、広域連合では医療保険の給付、被保険者の資格管理、保険料の賦課などが主な担当事務でございます。

市町につきましては、保険料の徴収、被保険者に対する窓口業務、それと広報・相談事務が主な担当事務でございます。

今議員が御案内の滞納の解消や滞納を未然に防ぐということは、これは市町の徴収事務の一環でございますので、広報も市町の事務でございますので、滞納に係る広報等は市町で適切に行われるものでございます。

まずもって、各市町で御自分の市町の滞納をどのような方法で解消するか、またどのような方法で未然に防ぐかは担当事務の第一義の責任者として、市町で十分に御検討いただきたいと考えるものでございます。

その上でテレビ広報が必要ということであれば、広域連合で開催する担当課長会等へ必要な市町から提案していただきまして、テレビ広報を実施することにまともれば、広域連合から県へ申し入れることはやぶさかではございません。

ただ、県にテレビ広報を協議すると申し上げても、それ相応の負担金等は必要になってくると思われま。また、県のテレビ広報の県政ナビは、毎週土曜日の午前中に放送されておりますが、1回ごとにテーマを絞って、8分間を通しての特集番組となっておりますので、その中に5秒とか10秒ほどのスポットを入れるというのは、ちょっと無理ではないかなと思われま。

1日に放送される1本を買い取って、それを後先1回だけの放送になろうかと思いますが、それだけで滞納を解消する効果があるか、また、それで効果がないのなら、広域連合独自でも一定数のテレビ放送を行うのか。この場合は、特に佐賀市

さんにおかれましては、土曜日の夕方に5分ほどS T Sの佐賀放送局にテレビ広報「さが市政ガイド」というテレビ枠をお持ちでございますので、連合のほうで滞納関係のテレビ広報を行うと市町事務の広報につきまして、佐賀市と広域連合の両方で二重にテレビ広報の予算を計上することとなるように思いますが、そういうことがクリアできるかというようなこともございます。

そういうことを各市町で十分に御検討いただきたいと思っております。その上で、テレビ広報がやはり効果があって、相応の経費をかけても実施するという結論になれば、私どもが検討協議することやテレビ広報の制作会社と打ち合わせることは、先ほど述べましたとおりやぶさかでないものでございます。

ただ、若干補足をさせていただきますと、滞納者の方が1年間滞納に気づかないということにはならないと思っております。その1年を経過する間に督促状の送付、電話での納付のお願い、家庭訪問による納付のお願いなど、きめ細やかな徴収体制がとられておりますので、それでお気づきにならないということはないと思っております。

蛇足になりますが、市町事務に関しては、こういう御答弁になりますことを御理解賜りますようお願い申し上げます。答弁いたします。

以上でございます。

○本田耕一郎議員

答弁をいただきましたが、ただ、1年間気づかないはずはないというような答弁はちょっとどうなのかなというふうに思うんですよ。先ほど言いました、1カ月分だったら払える、でも2カ月分、3カ月分とたまって、それを一遍に払えと言われても、それはなかなか払えませんよ。だから、そういうことがないように、積極的にどういうふうに周知をしていけばいいのか。例えば、ダイレクトメールを送ると言われた。じゃあ、そのダイレクトメールがちょっと特別徴収から普通徴収に変わりましたよというのがわかる何か仕掛けがあればいいですよ。でも普通、ダイレクトメールというのはたくさんあちこちから来ます。自分はやっぱり思い込みがあって、特別徴収になっているは

ずだから、何かの間違いやろうというふうなことになっていると思うんですね。ですから、1年間どうのこうのというよりも、やっぱり2カ月分、3カ月分まとめて払わなければならないかというふうなことは、やはりその人が生活をしていく上で非常につらいわけですから、そこはもっと、何といたしますかね、当事者のことを考えてやっていただきたいし、前回の質問の中で、業務を円滑に進めるためにどのようなリーダーシップを持って県内の自治体を指導していくのかという質問に対して、井邊課長は、広域連合はリーダーシップをとってやりますと答弁されたじゃないですか。であれば、もっと積極的に県とも水面下というか、そういうことができるのかできないのか。今の話聞いてると、はなからやりたくないというふうにしかなどしても聞こえません。で、ちょっと県と折衝して、どれくらいお金がかかるのか。できるのかできないのかというのは、まず広域連合と県と直接話してからみんなに諮ってもいいんじゃないですか。みんな管内の事務方と諮って、やるとなったらやりましょうというのでは、それはリーダーシップではないと思うんですが、それと、例えば、納付書の様式もかなり違ってきますよね。そこら辺の統一も含めて、もう一回済みません、答弁をお願いしたいと思います。

○井邊正文総務課長

リーダーシップをとってというのがどういうことなのかわかりませんが、私が直接的にリーダーシップをとってという答弁を申し上げたことはございません。

それで、あくまでも市町事務は、やはり市町の第一義の責務でございますので、まずは市町で御検討いただきたいと。これは先ほどの納期の件も一緒でございますけれど、各市町ばらばらでございます。これをまとめ上げるというのは、この広域連合の担当課長会で十分に皆さん方に議論を練っていただいて、そうした上でないとまとまりません。まとまらないことは、やはり私どもとしてはできませんので、その点を御理解いただきますようお願いいたします。

○本田耕一郎議員

そういうことですね。はい、わかりました。

これは今後の議論になっていくんだろうと思いますが、じゃあ続きまして、4番目、前納による払い戻しについて、特別徴収の場合、年金は大体2カ月に1回ですから、2カ月分先取りをすることになります。その途中で、例えば、万が一本人が亡くなられた場合、そして、ほかの県外に移動された場合に、払い戻しということになると思うんですが、先取りした分の払い戻しはどのような事務処理が、どの程度事務処理が発生したのか、年間件数がわかればお答えいただきたいと思いません。

**○川副梅夫業務課長**

特別徴収関係で9,312件、還付金額1億1,290万450円、普通徴収2,877件、還付金額2,216万9,000円、合計1万2,189件で、1億3,506万9,450円を還付いたしております。

**○本田耕一郎議員**

それでは、最後に、突然で申しわけありませんが、連合長にお尋ねしたい——お尋ねではありませんが、ちょっと今からお話することについて意見をお聞きしたいんですが、この制度を行政でもなく、被保険者でもなく、治療を担当する医師サイドからの意見がありました。その中で言われているのは、「年をとれば病気が多くなるのは当たり前であり、75歳以上の人を一まとめにして、一定の診療費用で健康を維持しようとしても、それは無理なのです。プロ野球選手を対象にした傷害保険をつくるようなもので、けがをする人は多く、掛金は高くなります。高齢者の医療で何が問題となり、財政的にもどのようにすればよいか、国民にきちんと情報開示を行い、しっかりと議論した上で決定されるべきです。制度の詳細を医療現場に伝えたのが制度施行の10日ほど前というのも泥縄式で拙劣なやり方です。批判が多いからといって、「後期高齢者医療制度」という名称を「長寿医療制度」と変えたところで本質的な問題は何も変わりません。今回施行された後期高齢者医療制度は根本から考え直す必要があるでしょう」という医療サイドからの意見がございました。

この保険、2年たとうとするわけですが、今こ

の保険制度が行われてみて、やっぱりどのような総括的な意見をお持ちなのかを伺って、私の質問を終わります。

**○横尾俊彦広域連合長**

回答いたします。

医療サイドからの御意見という中に「根本から考え直す」というのがございましたが、この根本というのがちょっと正確に把握できませんので、私の理解の範囲で回答させていただきたいと思えます。

実は、全国協議会を立ち上げる前でもございましたが、与党のPTチーム、プロジェクトチームに呼ばれまして、後期高齢者医療の現場の御苦勞ですとか、この間の運営とか、立ち上げからこの間に至る運営等についての意見を求められました。ほかに老人団体関係の代表とか、保険関係の代表者も来られてのヒアリングでございましたが、そこで申し上げたのは、立ち上げ大変ばたばたとして苦勞があったこと、これは先ほど業務並びに総務からお答えがあったとおりでございまして、システムやソフトにつきましても、本当ぎりぎりいっぱいできておりますので、霞ヶ関の官庁街では想像できないぐらいの大変な苦勞を私ども連合事務局を初め、多くの職員が頑張ってくれたものと思っています。

その後、名称のことで、後期がいいとか悪いとか、あるいは年齢で区切るのかどうかとか、いろんなことがあって、報道にも頻繁に出されて話題になったわけですがけれども、要は年配の方々の医療をきちっと確保しようというのが根本のスタートだと思っていますので、そのことに向けての努力をしようということで頑張っておりまして。そして、運営面を見ても、おおよそ落ちてきているというのが率直な感想でございますので、ぜひ今後はその充実が必要だろうと思えます。ですから、議員の皆様御懸念の金額の設定のことをこれから来年にかけてどう議論するのか、あるいは健康指導や増進についてどのようなことを考えられるのか、あるいは県全体としての、あるいは先ほども出ましたように、さまざまな徴収の回数等についても工夫ができるのか、そして、

何よりも非常に書類1枚でわからないから、広報をちゃんとやってくれよということにどう対応するのか、これらのことについては、私は大胆な戒告というよりも改善だろう、そういうことをいかにしていくかが今後重要と思っております。

また、そのPTで私ども佐賀県の体験も話した後に、ある国会議員の方が手を挙げられて、質問というよりは意見を述べられました。その方は恐らく医学的なドクターの資格をお持ちの方だと思います。そして、こう言われました。75歳でやはりおおよそその人間は健康面いろいろ変わってくる、そして、疾病もふえてくる、体力も今御質問の中でも引用があったように落ちてくると。そこにどう対応するかのための後期高齢者医療であって、何も数字で差別するとか全くないんだということとそのPTチームの質疑の場所、100人以上の方がおられました、ぜひ皆さんもわかるべきだということをおっしゃっていたんですね。まさにそういうことだろうと思っております。

ですから、今引用いただいた、根本から考え直すべきという範囲がどこまでかわかりませんが、要は私はこの医療に必要なときにかかれる体制をいかに確保するか、そして、安心して日々を健康に過ごしてくださるように応援することが公の立場の我々の任務だと思っております。

制度根本のあり方については、実は国会で議論がされ、そこで国としての方針が決められたことでもありますので、我々はどちらかというと、その決められたことの範囲で最善の努力をして、少しでも安心を高め、少しでも健康づくりや日々の暮らしの安寧を高められるように努力をしていきたいと常に思っているところであります。

ですから、先ほども神近議員からも御質問の中で御提案のあった国に思いを届けてほしいという部分につきましては、やはり現場で、地方で頑張っている現場の話、あるいは被保険者の皆さんが願っていらっしゃるお気持ちを率直に伝えていきたいと思っております。

なお、先ほどの御質問と関係しますが、広報について私もいろいろ課題だと思っております。以前もお答えしましたように、一つ有力な方法とし

ては、これは節約型の方法なんですけれども、やはりニュース、プレスリリースをして、報道各社からきちっと解説ですとか、あるいは特集番組とか、あるいは企画コーナーで御説明をいただくのも非常に重要なことじゃないかと思っております。これは結果には結びついておりませんが、県内の例で言いますと、ラジオ放送局、あるいはテレビ局と私お会いする機会がありましたので、できたら春とか秋の変更前後に、ちょっとコーナーをつくってもらえませんか。それで、宣伝ということじゃなくて、こういうふうになるから、不安や心配の方は役場か市役所、あるいは連合に問い合わせてください、あるいは次の何日かに出る新聞を見てください、そういう広報でお知らせすることが大切かなと思っております。確かにDM一つだけではほかのもいっぱいありますので、わかりにくいだろうと。そういったこともきょう御指摘ありましたので、受けとめて、今後の努力をしていきたいなど、改めて感じたところでございますので、よろしく願いいたします。

#### ○武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

#### ◎ 討 論

#### ○武藤恭博議長

これより討論に入りますが、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論は終結いたします。

#### ◎ 採 決

#### ○武藤恭博議長

これより議案の採決を行います。

まず、第8号議案を採決いたします。

第8号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案を採決いたします。

第9号議案は原案を認定することに賛成の方は

起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第9号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第10号議案を採決いたします。

第10号議案は原案を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第10号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第11号議案を採決いたします。

第11号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案を採決いたします。

第12号議案は原案を可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案から第15号議案 専決処分についてを一括して採決いたします。

以上の諸議案は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員と認めます。よって、第13号議案から第15号議案は原案のとおり承認されました。

◎ 追加議案上程

○武藤恭博議長

次に、本日追加提出されました第16号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第16号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、地方自治法第117条の規定により、田

中議員の退席を求めます。

〔田中議員退場〕

お諮りいたします。本議案は提案理由説明を省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、提案理由説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入りますが、御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑は終了いたします。

これより討論に入りますが、討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、これをもって討論は終了いたします。

◎ 採 決

○武藤恭博議長

これより採決いたします。第16号議案は原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案どおり同意することに決定いたしました。

田中議員の入場を許可いたします。

〔田中議員入場〕

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

今定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を必要とするときは、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○武藤恭博議長

以上をもちまして、議事の全部を終了いたしま

したので、会議を閉じます。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉  
会いたします。

午前11時28分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 吉 末 隆 行

議 会 事 務 局 副 局 長 石 橋 光

参 事 井 邊 正 文

書 記 中 野 晃 一

書 記 末 吉 浩 昭

書 記 南 里 安 信

書 記 稻 澤 庫 雄



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議長 武藤 恭博

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 永沼 彰

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 神近 勝彦

会議録作成者 吉末 隆行  
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

# 議 席 表

(鹿島市) 小池議員 15	(武雄市) 杉原議員 16	(伊万里市) 前田議員 17	(多久市) 牛島議員 18	(鳥栖市) 森山議員 19	(唐津市) 田中議員 20	(佐賀市) 本田議員 21	(佐賀市) 武藤議員 22
(玄海町) 岩下議員 7	(みやき町) 宮原議員 8	(上峰町) 吉富議員 9	(基山町) 酒井議員 10	(吉野ヶ里町) 重松議員 11	(神埼市) 永沼議員 12	(嬉野市) 神近議員 13	(小城市) 今村議員 14
(空白) (空白)	(空白)	(太良町) 坂口議員 1	(白石町) 草場議員 2	(白石町) 西山議員 3	(江北町) 西原議員 4	(大町町) 原田議員 5	(有田町) 田代議員 6

議 席 の 指 定	重松議員 (11番)
	牛島議員 (18番)

(資料) 議案質疑項目表

○ 議案質疑

平成21年8月定例会

質疑順	氏名	質疑事項
1	神近勝彦	第10号議案 平成20年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計決算 歳入 1款 市町支出金 1項 市町負担金 2目 保険料等負担金 1節 保険料等負担金 (保険料負担金)

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

平成21年8月定例会

質問順	氏名	質問方式	質問事項
1	本田 耕一郎	一問一答	1 2年間の総括について 後期高齢者医療広域連合が設立されて2年経ったが、 現在までの経過の中で問題は何か またその対策は (1) 保健事業の実施について 広域連合内の自治体間に差がある (2) 保険料の納付回数が自治体によって違う (3) 滞納の解消について (4) 前納による払い戻しについて